

(案)

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

和歌山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）名称

〇〇〇〇

（2）所在地

和歌山市〇〇〇〇

（供用部分等）

第4条 対象施設において、無料で市民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）と開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

（1）共用部分

〇〇〇〇

（2）受入可能人数

〇人

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日、開放する時間帯は、次に掲げるとおりとする。

（1）開放する曜日

〇曜日～〇曜日

（2）開放する時間帯

午前〇〇時～午後〇〇時

（施設の管理）

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：

役職名：

氏名：

(案)

- 2 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 甲は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として市民その他の者の滞中に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第7条 乙は、環境省が発表する熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートをメールで配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、熱中症特別警戒情報の伝達を受けるものとする。

- 2 乙は、前項の伝達を受けたときは当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における市民その他の者の滞中に係る対応は、乙においてこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第8条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、市民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放にしよう努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(本協定の変更)

第9条 この協定に関し、内容が変更となったとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定の規定を変更することができる。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義についての協議)

第11条 この協定の解釈又はこの協定に定めのない事項について疑義が生じた場合には、その都度、法令及び慣習等により甲乙協議の上、誠実にこれを解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれの記名押印の上、各自1通を保有する。

(案)

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙